

## 「障害者と同様に社会的障壁により様々な生きづらさを抱える者」論議事項

### ポイント

- ① 対象範囲についてどのように考えるべきか。
- ② 生きづらさに代わる表現についてどのように考えるべきか。
- ③ 対象者について条例をどのように適用すべきか。

## 1. 範囲について

### ■これまでの議論において提示のあった例示

- ・ ひきこもり
- ・ 認知症
- ・ ダブルケア
- ・ 児童養護
- ・ 子どもの貧困
- ・ L G B T
- ・ エイズ

### ■上記に関する分科会・ワーキングでの意見

- ・ 社会モデルという考えに立つのであれば、その時々<sup>1</sup>の社会的環境に置かれたところで生きづらさを感じている人たちも含めた条例とすべきではないか。
- ・ 日弁連ではL G B Tも差別解消法に含まれるのではないかという見解を示しており、また、ひきこもりの中の多く<sup>2</sup>の人はリンクするのでは。事物慣行の中での社会モデルであるが、ただそれをもって広げてしまうと、障害者差別解消法の枠組を越えてしまう。まず法の解釈の中で範囲を広げ、そこから突破していくということではないか。
- ・ 例えば介護保険のサービスを使っている人は全て差別解消法の対象となっている。心身の障害を持っているのだから認知症も全て差別解消法の対象である。差別解消法の認識が非常に疎んじられており、法の対象に高齢者が入っていることを家族も認めない。社会の中で認識されない。支援の必要な方はすべて基本的に差別解消法の対象。
- ・ 対象は、障害のある方、ひきこもりや認知症などの支援が必要な方で、子どもも高齢者も入るという一般的な話ではない。
- ・ 児童養護の支援は必要だが、障害者差別解消条例と同等にできるのかどうか。
- ・ 支援を必要とする全ての県民を排除しないという明確な論理を展開するという形であれば、当然にひきこもり、認知症、児童養護、L G B Tの方はほとんど網羅されるということになるが、全体合意が得られどうかわからない。

## 2. 生きづらさに代わる言葉について

### ■生きづらさについて

12/14のWG④において「生きづらさ」は主観的感覚であり、別の言い方ができないかという意見があったもの

### ■上記に関する分科会・ワーキングの意見

- ・ 生きづらさではなく、要支援者、支援が必要な方など何か他にいい言い方がないか。
- ・ 滋賀県らしさは生きづらさではなく、要支援者というのを入れたらどうか。支援を求めている人は、障害者であっても誰であっても、対象とするということ。

**◆議論を踏まえた考え方**

- ① これまでの議論を踏まえ、「難治性疾患」や「継続的または断続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」を明示して「障害者」を定義するとともに、障害者差別解消法の解釈において含まれると考えられる認知症や一部のひきこもり、LGBT等については、運用面において「障害者」と同様に法や条例の適用を受けることを広く周知してはどうか。
- ② 更に、①には含まれないひきこもりや児童養護等の「(仮称) 支援の必要な者」については、条例の理念や県の施策の一部において対象としてはどうか。
- ③ 具体的には条例骨格たたき台のうち以下の部分について何らかの規定ができないか。
  - ・「Ⅱ 目的、定義、基本理念等」
  - ・「Ⅳ 差別に関する相談および解決のための体制」のうち
    1. 特定相談
  - ・「Ⅴ 共生社会の実現に向けた施策の推進」のうち
    1. 県民理解の促進
    2. 教育の推進
    3. 雇用・就労の促進
- ④ 障害の範囲については、見直し規定を設け、今後の事例の蓄積や国の動向を見据えながら検討をしていくこととしてはどうか。
- ⑤ 生きづらさに代わる表現として「(仮称) 支援の必要な者」等、適当な表現はないか。